

長野県立大学授業料等の減免及び徴収猶予に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 904 号

最終改正 令和 7 年 4 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長野県立大学学則（以下「学部学則」という。）第 44 条及び長野県立大学大学院学則（以下「院学則」という。）第 43 条の規定により、長野県立大学及び長野県立大学大学院（以下「本学」という。）の授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の減免及び授業料の徴収猶予に関し必要な事項を定める。ただし、外国人留学生の授業料等の減免については別に定める。

(授業料等の減免)

第 2 条 学生が、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から修学支援新制度による支援区分の認定を受けた者であって、別表 1 に定める「家計の経済状況に関する要件」、「学業成績・学修意欲に関する要件」及び「その他の要件」のいずれにも該当するときは、授業料等を減免することができる。

2 学生が、天災、家計支持者の疾病又は死亡、家業不振その他の状況により、機構から修学支援新制度による支援区分の認定を受けたときは、授業料等を減免することができる。

3 理事長は、学生又は家計支持者の状況に応じ、授業料等の減免が相当であると認める場合は、授業料等を減免することができる。

(減免の申請)

第 3 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により授業料等の減免の認定を受けようとする者は、毎年度理事長が定める日までに、授業料等減免申請書（様式 1）又は授業料減免継続申請書（様式 2）により理事長に申請しなければならない。

(減免の決定)

第 4 条 理事長は、授業料等の減免の認定又は不認定を決定する。ただし、第 2 条第 3 項による授業料等の減免を決定するときは、あらかじめ長野県立大学学生支援委員会（以下「学生支援委員会」という。）から意見を徴するものとする。

2 授業料の減免の認定又は不認定を決定するまでの間は、当該減免申請に係る授業料の徴収を猶予する。

3 入学料については、学部学則第 32 条又は院学則第 30 条の規定により入学を許可する際に徴収し、減免を認定された場合には、当該減免額を還付する。

4 授業料の減免を不認定とされた者は、本学が指定した日までに、当該減免の申請に係る授業料の全額を納付しなければならない。

(減免額)

第 5 条 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定による授業料等の減免の額は、当該年度の授業料又は入学時に徴収した入学料についてその全額又は一部とし、別表 2 に定める額とする。

(県内出身者の減免額の特例)

第 5 条の 2 前条の定めによらず、支援区分Ⅱ又は支援区分Ⅲの認定を受けた者であって、かつ、入学の時点で本人又はその配偶者若しくは 1 親等の親族が入学する年の前年の 4 月 1 日から引き続き長野県内に住所を有する者（以下「県内出身者」という。）に係る、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定による授

業料等の減免の額は、別表 2 の支援区分 I に定める額とする。

(減免の通知)

第 6 条 理事長は、授業料等の減免の認定又は不認定を決定したときは、減免を申請した者に対し、授業料等減免認定結果通知書により通知するものとする。

(減免の認定取消し)

第 7 条 理事長は、授業料等の減免の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、あらかじめ学生支援委員会の意見を徴したうえで、その認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により減免の決定を受けた場合
- (2) 学部学則第 46 条又は院学則第 45 条の規定による懲戒処分を受けた場合
- (3) 学業成績等が著しく不良であるなど認定の理由が消滅した場合
- (4) その他認定の取消しが適当と認められる場合

2 理事長は、前項の規定により授業料等の減免の認定を取り消した場合は、当該認定を取り消された者から減免した授業料等を速やかに徴収する。

(授業料の徴収猶予)

第 8 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 天災、家計支持者の疾病又は死亡、家業不振その他世帯の状況に応じ、授業料の納付が困難であると認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

第 9 条 授業料の徴収猶予の認定を受けようとする者は、授業料徴収猶予願(様式 3)に必要な書類を添えて理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、授業料の徴収猶予をしようとするときは、学生支援委員会の議を経るものとする。

3 前項の規定による徴収猶予の認定又は不認定を決定するまでの間は、当該徴収猶予の申請に係る授業料の徴収を猶予する。

4 授業料の徴収猶予を不認定とされた者は、本学が指定した日までに、当該徴収猶予の申請に係る授業料の全額を納付しなければならない。

第 10 条 授業料の徴収猶予の期限は、5月に徴収するものについては9月末日まで、10月に徴収するものについては翌年2月末日までとする。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、授業料等の減免及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第2条第1項関係）

【家計の経済状況に関する要件】

次の収入及び資産の基準を満たすこと。

収入	学生及びその生計維持者のそれぞれについて以下の算式により算出された額を合算した額（減免額算定基準額）等が下表のいずれかの区分に該当すること。 （算式） 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額） ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に4分の3を乗じた額（基準額）																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多子世帯以外</td> <td>支援区分Ⅰ</td> <td>100円未満</td> </tr> <tr> <td>支援区分Ⅱ</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> </tr> <tr> <td>支援区分Ⅲ</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">多子世帯</td> <td>支援区分Ⅰ（多子世帯）</td> <td>100円未満</td> </tr> <tr> <td>支援区分Ⅱ（多子世帯）</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> </tr> <tr> <td>支援区分Ⅲ（多子世帯）</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> </tr> <tr> <td>支援区分Ⅳ（多子世帯）</td> <td>51,300円以上～154,500円未満</td> </tr> <tr> <td>多子世帯</td> <td>154,500円以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免額算定基準額	多子世帯以外	支援区分Ⅰ	100円未満	支援区分Ⅱ	100円以上～25,600円未満	支援区分Ⅲ	25,600円以上～51,300円未満	多子世帯	支援区分Ⅰ（多子世帯）	100円未満	支援区分Ⅱ（多子世帯）	100円以上～25,600円未満	支援区分Ⅲ（多子世帯）	25,600円以上～51,300円未満	支援区分Ⅳ（多子世帯）	51,300円以上～154,500円未満	多子世帯	154,500円以上
	区分	減免額算定基準額																				
	多子世帯以外	支援区分Ⅰ	100円未満																			
		支援区分Ⅱ	100円以上～25,600円未満																			
		支援区分Ⅲ	25,600円以上～51,300円未満																			
	多子世帯	支援区分Ⅰ（多子世帯）	100円未満																			
支援区分Ⅱ（多子世帯）		100円以上～25,600円未満																				
支援区分Ⅲ（多子世帯）		25,600円以上～51,300円未満																				
支援区分Ⅳ（多子世帯）		51,300円以上～154,500円未満																				
多子世帯		154,500円以上																				
※多子世帯とは、扶養する子どもが3人以上などの世帯で、機構が認めた世帯をいう。																						
資産 （※）	学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。 （基準額） 多子世帯以外の場合：5,000万円未満 多子世帯の場合：3億円未満 ※現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等を含め、土地、建物、自動車等は含まない。																					

【学業成績・学修意欲に関する要件】

在学する年次に応じて、次の各条件のいずれかに該当すること。

1年次	次の1～4のいずれかに該当すること 1 調査書全体の学修成績の状況が3.5以上であること 2 入学試験の成績が上位2分の1の範囲に属すること 3 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること 4 学修計画書の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
2年次以上	次の1又は2のいずれかに該当すること 1 GPAが在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること 2 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、学修計画書の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること（ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由による場合は、修得単位数が標準単位数以上であることを求めない。）

ただし、在学中の学業成績等が下表の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象外とする。

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の <u>6</u> 割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が <u>6</u> 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1 修得した単位数の合計数が標準単位数の <u>7</u> 割以下であること。 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(「廃止」区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。)

【その他の要件】

国籍・在留資格等に関する要件	次の1～4のいずれかに該当すること 1 日本国籍を有する者 2 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者として本邦に在留する者 3 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者 4 出入国管理及び難民認定法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学長が認めた者
本学に進学するまでの期間等に関する要件	次の1～3のいずれかに該当すること 1 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学に入学した日までの期間が2年を経過していない者 2 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過していない者 3 「個別の入学資格審査」を経て本学への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに本学へ入学した者
重複受給に関する要件	次の1、2のいずれにも該当しないこと 1 過去に授業料等減免対象者として認定を受けたことがある者（編入学等をした者であって、編入学等の前に在学していた大学等に在学しなくなった日から本学に入学した日までの期間が1年を経過していない者を除く） 2 2以上の大学等に在学する場合、他の大学等で大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免申請を行っている者

別表 2 (第 5 条関係)

【減免額】

区 分	授業料	入学料 (県内出身者)	入学料 (県外出身者)
支援区分Ⅰ	535,800 円	141,000 円	282,000 円
支援区分Ⅱ	357,200 円	94,000 円	188,000 円
支援区分Ⅲ	178,600 円	47,000 円	94,000 円
<u>支援区分Ⅰ (多子世帯)</u> <u>支援区分Ⅱ (多子世帯)</u> <u>支援区分Ⅲ (多子世帯)</u> <u>支援区分Ⅳ (多子世帯)</u> <u>多子世帯</u>	<u>535,800 円</u>	<u>141,000 円</u>	<u>282,000 円</u>

(様式1)

授業料等減免申請書

年 月 日

公立大学法人長野県立大学 理事長 様

私は、長野県立大学（以下「貴学」という。）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、貴学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、貴学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が貴学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ				入学 年月	年 月 日 入学	
	氏名						
	生年月日	年 月 日生 (歳)					
	現住所	〒 - 都道府県 市区町村					
	学部・学科			学籍 番号			学年
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難（支援区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）					
		<input type="checkbox"/> 多子世帯（支援区分Ⅰ（多子世帯）、Ⅱ（多子世帯）、Ⅲ（多子世帯）、Ⅳ（多子世帯）、多子世帯）					
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数)			
				年 月 ~ 年 月			
	過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。				<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
機構の給付奨学金に関する情報							
(いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号(16桁の給付奨学金の申込の受付番号)を記載してください。)							
※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること							
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者							
【給付奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】		[] - [] - []					
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者							
【給付奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】		[] - [] - []					

(様式2)

授業料減免 継続申請書

年 月 日

公立大学法人長野県立大学 理事長 様

私は、長野県立大学（以下「貴学」という。）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、貴学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、貴学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が貴学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月		入学	
	氏名						
	生年月日	年 月 日生 (歳)					
	現住所	〒 -	都道府県	市区町村			
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難（支援区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）					
		<input type="checkbox"/> 多子世帯（支援区分Ⅰ(多子世帯)、Ⅱ(多子世帯)、Ⅲ(多子世帯)、Ⅳ(多子世帯)、多子世帯）					
学部・学科			学籍番号			学年	
機構の給付奨学金に関する情報	給付奨学金の奨学生番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1, 2の提出は不要です。）
- ※ メールに添付して送付する場合は、PDFに変換して提出してください。

(様式3)

授業料徴収猶予願

____年____月____日

公立大学法人 長野県立大学理事長 様

申請者 千

住 所

学籍番号

氏 名

(自署)

電話場号

学資負担者

氏 名

(自署)

下記の理由により、 年度第 回納付分の授業料の徴収を猶予してください。

1 徴収猶予の期間 年 月 日 まで

2 申請の理由 (該当するものに✓を入れてください)

家計支持者の死亡 家計支持者のけが・病気による就業困難 家業不振

震災・火災・風水害等の被災 いずれにも該当しない

3 申請者の状況

※申請者の状況が具体的にわかるよう、家庭の状況、奨学金の受給状況、アルバイト収入など、詳細に記入してください。